

IV 4つの重点的支援施策

指標の改善等を図りながら、子どもの貧困対策を総合的に進めていくため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援及び経済的支援の4つの支援を重点的に促進していきます。

1 教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。

また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) 学校を核とした子どもへの支援

- すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。

〔ちばっ子「学力向上」総合プラン

(「子どもたちの夢・チャレンジ」サポートプランより)〕

- 福祉面の支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。

また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局や機関、民間支援団体等と連携した取組みの充実を図る。

〔スクールソーシャルワーカーの配置〕

〔スクールカウンセラーの配置〕

〔教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施〕

- 学校における日々の教育活動に加えて、子どもたちが学ぶ機会の充実を図るため、放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、

安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。

〔地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）〕

〔放課後子供教室推進事業〕

- 子どもたちの発達段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成する。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進する。

〔キャリア教育総合推進事業〕

〔キャリア教育推進事業〕

（２）就学支援の充実

- 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援の充実を図る。

〔生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業〕

- ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の推進を図る。

〔学習支援ボランティア事業〕

- 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕

- 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費や給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費の支給や、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施

する。

〔生活保護法による教育・生業扶助〕

〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕

〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

〔特別支援教育就学奨励費〕

- 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを実施する。

〔奨学のための給付金〕

〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕

〔高等学校等就学支援金〕

- 経済的な理由により、私立高等学校及び専修学校高等過程の授業料等の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料等を減免した場合、その減免した授業料等の全部又は一部を学校法人に補助する。

また、授業料以外の教育費の負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。

〔私立高等学校等授業料減免事業〕

〔私立高等学校等入学金軽減事業〕

〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕

（３）大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

- 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕

- 経済的な理由により、大学等での修学が困難なひとり親の子どもに対し、修学資金の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕

- 就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。
〔地域若者サポートステーション事業〕

- 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
〔千葉県公立高等学校学び直し支援金制度〕
〔千葉県私立高等学校等学び直し支援金〕

2 生活の支援

貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。

また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活や児童養護施設に入所する児童等への支援が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます

(1) 保護者への生活支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。

〔生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業〕

- 子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、総合的な相談を実施するほか、関係機関と連携して、各種福祉サービスの提供に関わる支援・調整や権利擁護を行う。

〔中核地域生活支援センターの設置（県内13箇所）〕

- 民生委員・児童委員による相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。

また、社会福祉法人による子どもへの学習支援等の公益的な活動の促進を図る。

〔民生委員・児童委員制度〕

〔社会福祉法人制度〕

- ひとり親家庭等の働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。

〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕

- 全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談や助言等を行う。
〔乳児家庭全戸訪問事業〕
- 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。
〔母子生活支援施設〕
- 安心して安全な妊娠や出産、育児のための切れ目のない質の高い母子保健サービスを提供できるよう母子保健対策の充実を図る。
〔母子保健事業による支援〕
- ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行う。
また、母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する研修を実施する。
〔ひとり親家庭等生活向上事業〕
〔母子・父子自立支援員に対する研修の実施〕

(2) 子どもの生活や就労への支援

- 子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機能を充実させる。
また、保護者に、食に関する知識や技術を積極的に提供し、子どもの心と身体の健康を保持するための知識の普及を図る。
〔乳幼児の健康診査〕
〔親力アップいきいき子育て広場〕
- 放課後や週末などの児童の安全な居場所を確保するため、小学校の余裕教室や校庭、公民館などの施設を利用し、学習活動や農業等の体験活動、交流行事などを行っている市町村への支援を実施する。
〔放課後子供教室推進事業〕

- 学校生活に関することや心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、子ども一人ひとりの状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を図る。

〔子どもと親のサポートセンター教育相談事業〕

- 【再】○ 就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。

〔地域若者サポートステーション事業〕

(3) 児童養護施設等の子どもへの支援

- 様々な理由により、保護者等と一緒に生活できない子どもたちが生活する児童養護施設等について、要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の整備を促進するとともに、新たな里親・ファミリーホームの開拓を推進する。

また、小規模・家庭的な環境により、近隣住民との関わりの中で、子どもの社会的な自立を促進するため、民家・アパート等を活用した、地域小規模児童養護施設等の整備を促進する。

〔児童養護施設・乳児院の整備等〕

〔地域小規模児童養護施設等の整備促進〕

- 児童相談所及び児童養護施設の職員数を充実し、相談体制や機能を強化するとともに、職員の専門性を強化するための研修を実施する。

〔児童相談所・児童養護施設の専門性の強化〕

- 児童養護施設等で生活する子どもは、心理的なケアを行いながら、健やかな成長と発達の見守り、社会的な自立に向けた支援などを行う必要があるため、児童養護施設等の職員や里親向けの研修を実施することにより、職員等の資質や専門性の向上を図る。

〔児童福祉施設職員・主任児童委員・里親等に対する研修の実施〕

- 児童養護施設等を退所後の子どもや、心に深く傷を受けてうまく社会に適応できない子どもたちに対して、日常生活上の相談や就職先

の開拓など、社会的な自立を支援する。

〔児童自立生活援助〕

(4) その他の生活の支援

- 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。

〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕

- 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い多子世帯について、公営住宅に係る優先入居を行う。

〔県営住宅へ入居する際の優遇措置〕

- 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅における家賃の一部補助や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。

〔特定優良賃貸住宅家賃補助事業〕

〔あんしん賃貸支援事業〕

- 生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関を活用し、児童福祉関係者や母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して、地域におけるネットワークの構築を図る。

また、生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上のための研修を実施する。

〔生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業〕

〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度を実施する

職員・相談員等に対する研修の実施〕

〔民生委員・児童委員に対する研修の実施〕

3 保護者に対する就労の支援

親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。

一方で、親自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況等に応じた支援の充実が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) 保護者の就労への支援

- 生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。
〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業〕
 - 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。
〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕
 - 母子世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕
- 【再】** ○ ひとり親家庭等の働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。
〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕

(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

- 生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。
〔生活保護法による生業扶助〕

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。
〔母子家庭等自立支援給付金事業〕

4 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、対象となる世帯の受給や必要な世帯による活用や、活用促進のための相談支援体制の整備が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) ひとり親世帯への経済的支援

- 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。
〔児童扶養手当の支給〕
- ひとり親家庭等の医療費等の負担を軽減するための助成を行う。
〔ひとり親家庭等医療費等助成事業〕
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。
また、早期に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。
〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕

(2) その他の経済的支援

- 家庭等の生活の安定を図り、子どもの健やかな成長を支援するため児童手当を支給する。
〔児童手当の支給〕
- 【再】** ○ 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費や給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学料や就学中の授業料、教材費の支給や、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施

する。

〔生活保護法による教育・生業扶助〕

〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕

〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕

- 【再】○ 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕

- 【再】○ 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

〔特別支援教育就学奨励費〕

- 【再】○ 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを実施する。

〔奨学のための給付金〕

〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕

〔高等学校等就学支援金〕

- 【再】○ 経済的な理由により、私立高等学校及び専修学校高等過程の授業料等の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料等を減免した場合、その減免した授業料等の全部又は一部を学校法人に補助する。

また、授業料以外の教育費の負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。

〔私立高等学校等授業料減免事業〕

〔私立高等学校等入学金軽減事業〕

〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕

- 【再】○ 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。

〔千葉県公立高等学校学び直し支援金制度〕

〔千葉県私立高等学校等学び直し支援金〕

- 【再】○ 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕

- 【再】○ 経済的な理由により、大学等での就学が困難なひとり親の子どもに対し、修学資金の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕

- 【再】○ 母子世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕

- 【再】○ 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。

〔母子家庭等自立支援給付金事業〕

- 【再】○ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。

〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕

- 【再】○ 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅における家賃の一部補助や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。

〔特定優良賃貸住宅家賃補助事業〕

〔あんしん賃貸支援事業〕